

筑後市制施行70周年記念ロゴマーク使用要領（内規）

（趣旨）

第1条 この要領は、筑後市制施行70周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（ロゴマーク）

第2条 この要領においてロゴマークは次のとおりとする。



（使用基準）

第3条 ロゴマークは、その使用の目的及び内容が筑後市制施行70周年記念事業の取組の趣旨に即したものであれば、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- （1）法令、市例規（条例、規則、規程、要綱等をいう。）及び公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- （2）市の信用及び品位を損なう、又は損なうおそれがある場合
- （3）特定の政治、思想、宗教団体等の活動を支援し、又は支援していると誤解を与え、若しくは与えるおそれがある場合
- （4）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という）第2条第2号の暴力団をいう）又は暴力団員（法第2条第6号の暴力団員をいう）の利益になるおそれがある場合
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める場合

（使用時の手続き）

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「利用者」という。）は、市が指定する使用許可申請書に必要事項を記載して届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- （1）市が使用する場合
- （2）報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が相当と認める場合

（報告したデータの市の利用）

第5条 前条で報告したデータは個人情報を除き、市が筑後市制施行70周年に関する事業で利用することがあることについて承認したものとする。

(使用可能期間)

第6条 令和7年3月31日までとする。ただし、使用した事業の報告や市長が認めた場合はこの限りでない。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用前手続きの変更等)

第8条 第4条に規定する使用許可申請書の届け出等に変更が生じた場合は、改めて使用許可申請書により届け出すること。

(責任の制限)

第9条 ロゴマークの使用によって、利用者又は第三者に損害又は損失が生じたときは、市は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要項は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要領は令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに利用したロゴマークに係るこの要領の規定は、同日後もなおその効力を有する。